

第 2 3 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 5月 8日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

5月 1日（金）16時半ごろの本庁担当者 2名が西庁舎 1F「市政情報室」に下って、名古屋市港保健所（以下「港保健所」という。）より出先の上下水道局西部管路センター（以下「工事実施者」という。）へ付近住民 3名よりの申し出（代表は請求者）に基づき市道面から生じる大型トラックなりコンテナトレーラが右折なり左折時に急ブレーキ操作で生じた港保健所提供の振動測定表など（以下「本件測定結果」という。）を正規手続の受付日付押印しなくて、メモ程度の情報提供扱いとした根拠の分かるものを求めます。

- 2 同月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- 3 同年 6月 9日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件測定結果が港保健所として規制・行政指導が出来るデータでは無いにしても、市長部局ではない上下水道局に提供するものであり、港保健所で何年かは保存義務を負う文書となる。担当職員の独断なり広範に浸透している前例・先例で処理不可な内容だと思い、根拠は必ず存在する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

道路交通振動測定の結果、振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第16条に基づく要請限度を超過した場合については、マニュアルに従い道路管理者へ振動低減措置を執るよう求めることになっているが、今回の測定では要請限度を下回り、周辺環境に著しい影響を及ぼしていると認められないことから、担当者の判断で上下水道局への本件測定結果の提供を行っても差し支えないと判断した。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 実施機関は、公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情について、公害苦情関係事務取扱要綱（以下「要綱」という。）及び公害苦情関係事務取扱要綱運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、適切かつ円滑な苦情処理に努めている。

(2) 実施機関は、公害等に関する市民からの苦情を受けたときは、要綱及びマニュアルに基づき、被害の状況、公害発生源等必要な内容を所定の様式に記録する。

その後、担当課において、公害の発生状況、被害状況等の正確な状況把握が必要なことから、できる限り速やかに状況調査を行い、状況調査等により被害の状況が明らかになったとき又は被害発生のおそれがあると認められるときは、その原因となり、又は原因と考えられる発生源の工場もしくは事業場又は建設作業現場等（以下「工場・事業場等」という。）に対し、立入検査を実施する。

(3) 立入検査の結果、工場・事業場等周辺の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認められるときは、公害の防止又は公害発生原因の除去を指導する。

文書による指導の必要があると認めたときは、所定の様式により対象者に対し指導を行っている。

(4) また、道路交通振動の測定結果の取扱いについて、法第16条によると、

市町村長は、法第19条の測定を行った場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請することとされている。

3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、道路交通振動の測定結果が道路管理者へ要請を行うべき限度を下回った際に、工事実施者である上下水道局に対してメモ程度の情報提供として扱ったことの根拠となる文書である。

(2) 上記 2(4) のとおり、法第16条には道路交通振動の測定結果が限度を上回った場合の取扱いについて定めた規定はあるものの、下回った場合の取扱いについて定めた規定の存在は認められない。

(3) したがって、法において、道路交通振動の測定結果が限度を下回った場合の取扱いについての規定が存在しない以上、その場合の取扱いに関する根拠となる文書を実施機関において作成する必要性は考えにくい。

(4) また、要綱及びマニュアルにおいても、発生源となる工場・事業場等に苦情処理に関する情報を提供するか否か等については、実施機関の裁量に委ねられており、指導が必要と認められた場合でも、文書で行わなければならないとする規定は存在しない。

4 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
-------	---------

平成27年 7月15日	諮問書の受理
8月 4日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月20日	実施機関の弁明意見書を受理
9月 3日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述等申出書を提出するよう通知
10月 5日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受 理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成31年 3月22日 (第15回 第 1小委員会)	調査審議
令和元年 7月16日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久